

報道関係者 各位

令和4年8月16日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年8月9日（火）から8月15日（月）において、埼玉労働局職員33名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

8月9日（火）15名（埼玉労働局、ハローワーク大宮、ハローワーク浦和、ハローワーク朝霞）

8月10日（水）3名（埼玉労働局、ハローワーク越谷、ハローワーク所沢）

8月11日（木）2名（埼玉労働局、ハローワーク浦和）

8月12日（金）3名（春日部労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク朝霞）

8月13日（土）3名（埼玉労働局、ハローワーク川口、ハローワーク川越）

8月14日（日）3名（所沢労働基準監督署、ハローワーク大宮、ハローワーク東松山）

8月15日（月）4名（埼玉労働局、川口労働基準監督署、春日部労働基準監督署、ハローワーク大宮）

当該33名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。